

一般社団法人秋田市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人秋田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の推進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業（秋田県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けたものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) 介護保険法における第一号事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会員

(種別)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であつて、理事会の承認を得た者。
 - ア 秋田市に居住する原則として60歳以上の者。
 - イ 健康な者であつて、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。
- (2) 特別会員 センターに功労があつた者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で理事会の承認を得た者。
- (3) 賛助会員 秋田市内に住所又は事務所がある個人又は団体であつてセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たもの。

(入会)

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

- (4) 1年間以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又は規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又は役員報酬等の支給の基準
- (3) 役員賠償責任の免除
- (4) 定款の変更

- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 会費及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 正会員及び特別会員総数の10分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第20条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議長並びに出席した正会員、特別会員及び理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

- 第22条 センターに次の役員を置く。
- (1) 理事3名以上15名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところによりセンターの業務を分担執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(報酬等及び費用)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
 - (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

第30条 センターは、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 センターに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長、常務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第40条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第41条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 センターの事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提

出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

（解散）

第45条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第46条 センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経てセンターと類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

2 センターは、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

(事務局)

第47条センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の理事長は高橋善健、副理事長は野口良孝、藤井明、常務理事は鈴木善千代とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年6月1日から施行する。

この定款は、平成29年6月9日から施行する。

この定款は、令和元年6月10日から施行する。

平成30年度の事業実績等について

平成31年3月31日現在

1. 入退会の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

入会者数			退会者数			増減人員			会員数		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
88	39	127	85	41	126	3	△2	1	700	257	957

2. 平均年齢と最高年齢

入会者平均年齢			退会者平均年齢			会員平均年齢			会員最高年齢	
男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	女性	男性	女性
69.5歳	68.6歳	69.2歳	73.8歳	72.6歳	73.4歳	72.8歳	71.4歳	72.5歳	93歳	93歳

3. 年齢別会員数の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
60～64歳	87	86	78	80	73	76	64
65～69歳	255	239	236	256	287	269	244
(60歳代)	(342)	(325)	(314)	(336)	(360)	(345)	(308)
70～74歳	257	281	281	283	292	301	299
75～79歳	147	168	171	188	204	221	251
80～84歳	37	42	55	58	71	68	78
85～89歳	8	8	7	8	13	16	17
90歳以上	1	0	0	2	4	5	4
合計	792	824	828	875	944	956	957

4. 入会動機別 会員数

入会動機	男性	女性	合計	構成比
社会参加	158	61	219	22.9%
健康維持	244	68	312	32.6%
経済的理由	274	122	396	41.4%
その他	24	6	30	3.1%
会員数	700	257	957	100.0%

5. 現役時職業別 会員数

職業別	男性	女性	合計	構成比
公務員	105	12	117	12.2%
会社員等	526	222	748	78.2%
自営業	69	20	89	9.3%
無職	0	3	3	0.3%
会員数	700	257	957	100.0%

6. 入会説明会をどこで知ったか

情報媒体	人数	割合
広報あきた	68	38.2%
パンフレット	36	20.2%
口コミ	32	18.0%
ホームページ	20	11.2%
ハローワーク	15	8.4%
その他	7	3.9%
H30年度入会説明会参加者数	178	100.0%

7. 入会説明会参加者の会員入会率

H30年度入会者数	127名
入会率	71.3%

8. 退会動機別 退会者数

職業別	男性	女性	合計	構成比
病気(本人)	30	13	43	34.1%
高齢により	14	7	21	16.7%
その他転職	12	4	16	12.7%
会費未納	4	4	8	6.3%
家庭の事情	5	3	8	6.3%
死亡	4	1	5	4.0%
希望就業無し	3	0	3	2.4%
就業機会無し	2	0	2	1.6%
転居	1	1	2	1.6%
未回答	7	3	10	7.9%
その他	3	5	8	6.3%
H30年度退会者数	85	41	126	100.0%

9. 年齢別 退会者数

職業別	男性	女性	合計	構成比
60～64歳	5	1	6	4.8%
65～69歳	21	16	37	29.4%
70～74歳	18	8	26	20.6%
75～79歳	24	10	34	26.9%
80歳以上	17	6	23	18.3%
H30年度退会者数	85	41	126	100.0%

10. ブロック別 会員数

ブロック名	H27年度			H28年度			H29年度			H30年度			前年度対比		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
中 央	155	59	214	160	65	225	149	74	223	152	77	229	3	3	6
東 部	101	37	138	113	39	152	116	37	153	113	36	149	△ 3	△ 1	△ 4
西 部	101	33	134	110	35	145	108	41	149	112	40	152	4	△ 1	3
南 部	130	40	170	131	42	173	143	47	190	141	47	188	△ 2	0	△ 2
北 部	169	50	219	191	58	249	181	60	241	182	57	239	1	△ 3	△ 2
合 計	656	219	875	705	239	944	697	259	956	700	257	957	3	△ 2	1

11. 受注件数と就業人数(請負・委任)

区 分	受注件数				就 業 実人数
	公共事業	民間事業	一般家庭	計	
平成29年度	246	1,420	8,431	10,097	836
平成30年度	268	1,320	7,333	8,921	887
増(△)減	22	△ 100	△ 1,098	△ 1,176	51

12. 職群別受注件数実績(請負・委任)

(件)

区 分	平成29年度	平成30年度	増 減	対前年比
① 技術群(ボイラー運転・経理事務等)	18	4	△ 14	22.2%
② 技能群(大工・塗装・襖障子・剪定等)	3,665	3,577	△ 88	97.6%
③ 事務群(筆耕・一般事務補助等)	953	839	△ 114	88.0%
④ 管理群(施設管理・駐車場管理等)	83	75	△ 8	90.4%
⑤ 折衝外交群(チラシ配布・販売等)	12	19	7	158.3%
⑥ 一般作業群(除草・清掃・屋内外軽作業等)	2,960	2,914	△ 46	98.4%
⑦ サービス群(高齢者軽度・家事援助)	2,406	1,482	△ 924	61.6%
⑧ その他	0	11	11	0.0%
合 計	10,097	8,921	△ 1,176	88.4%

13. 受託額民公割合(請負・委任)

(千円:消費税込)

区 分	契約額				民公割合		
	公共事業	民間事業	一般家庭	計	公共事業	民間事業	一般家庭
平成29年度	41,476	130,583	150,170	322,229	12.9%	40.5%	46.6%
平成30年度	43,192	135,751	117,387	296,330	14.6%	45.8%	39.6%
増(△)減	1,716	5,168	△ 32,783	△ 25,899	1.7%	5.3%	-7.0%

14. 職群別受注額実績(請負・委任)

(千円:消費税込)

区 分	平成29年度	平成30年度	増 減	対前年比
① 技術群(ボイラー運転・経理事務等)	2,465	2,459	△ 6	99.8%
② 技能群(大工・塗装・襖障子・剪定等)	75,556	73,494	△ 2,062	97.3%
③ 事務群(筆耕・一般事務補助等)	12,711	12,729	18	100.1%
④ 管理群(施設管理・駐車場管理等)	72,863	77,365	4,502	106.2%
⑤ 折衝外交群(チラシ配布・販売等)	133	1,297	1,164	975.2%
⑥ 一般作業群(除草・清掃・屋内外軽作業等)	112,214	112,547	333	100.3%
⑦ サービス群(高齢者軽度・家事援助)	46,287	16,391	△ 29,896	35.4%
⑧ その他	0	48	48	0.0%
合 計	322,229	296,330	△ 25,899	92.0%

15. 職群別就業希望会員数の構成割合と職群別受託額の構成割合(請負・委任)

区 分	H30会員数	構成割合	H30受注額	構成割合
① 技術群(ボイラー運転・経理事務等)	59	6.2%	2,459	0.8%
② 技能群(大工・塗装・襖障子・剪定等)	132	13.8%	73,494	24.8%
③ 事務群(筆耕・一般事務補助等)	131	13.7%	12,729	4.3%
④ 管理群(施設管理・駐車場管理等)	156	16.3%	77,365	26.1%
⑤ 折衝外交群(チラシ配布・販売等)	14	1.5%	1,297	0.4%
⑥ 一般作業群(除草・清掃・屋内外軽作業等)	378	39.5%	112,547	38.0%
⑦ サービス群(高齢者軽度・家事援助)	84	8.8%	16,391	5.5%
⑧ その他	3	0.3%	48	0.0%
合 計	957	100.0%	296,330	100.0%

16. 受託金額の月別推移(請負・委任)

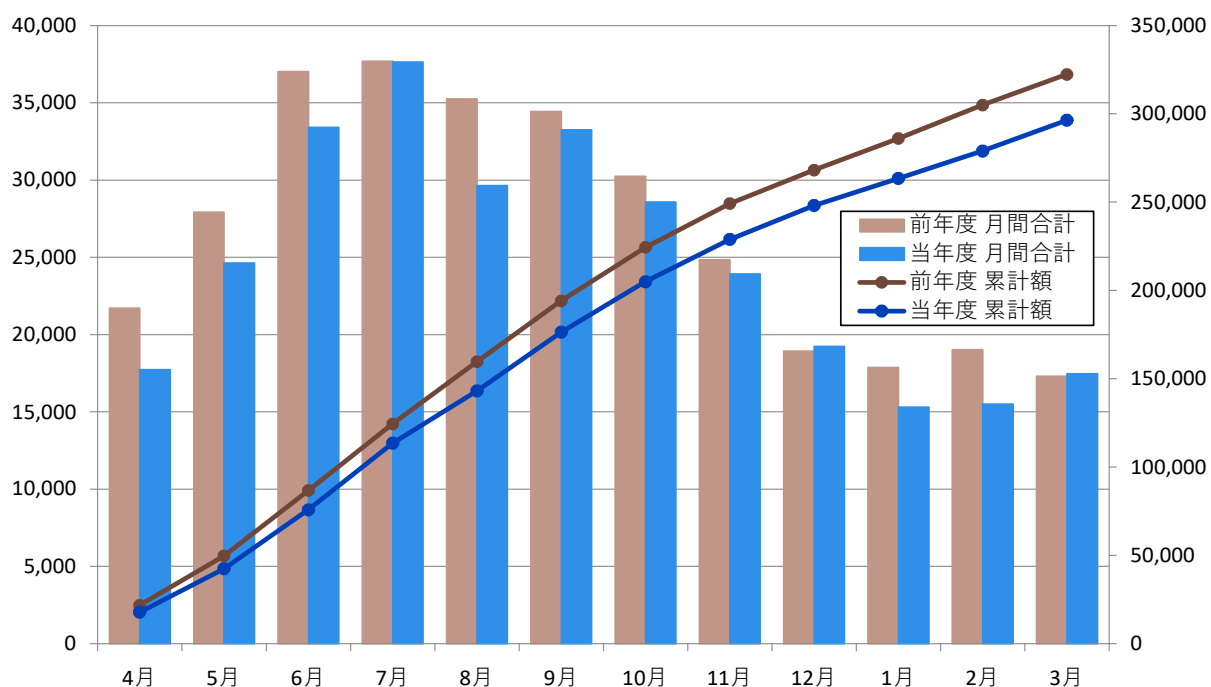
(千円:消費税込)

17. シルバー派遣事業実績の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比増減
契約件数	42	117	158	207	222	15
契約金額(千円)	14,742	27,877	44,862	55,767	66,817	11,050

18. 請負就業率と請負就業延べ人数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比増減
請負就業率(%)	89.0%	89.6%	83.5%	87.4%	92.7%	5.3%



19. 派遣就業率と派遣就業延べ人数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比増減
派遣就業率(%)	5.8%	15.9%	18.2%	21.1%	22.4%	1.2%
派遣就業(人/日)	2,883	6,531	11,371	13,449	16,229	2,780

20. 主要職種別 受託額推移

主要職種	26/4~27/3		27/4~28/3		28/4~29/3		29/4~30/3		30/4~31/3		対29年度増減比	
	受注件数	受託額	受注件数	受託額	受注件数	受託額	受注件数	受託額	受注件数	受託額	受注件数	受託額
技術群 計	10	2,368	6	2,354	12	2,429	18	2,465	4	2,459	△ 14	△ 6
大工仕事	171	4,685	172	4,212	175	4,634	195	8,290	198	6,204	3	△ 2,086
塗装工事	73	5,707	45	5,032	42	4,164	58	6,302	49	4,919	△ 9	△ 1,383
左官・ブロック・タイル工事	35	958	24	824	27	1,248	36	1,057	24	2,181	△ 12	1,124
表具表装	271	4,313	219	3,185	183	2,605	218	3,150	201	3,181	△ 17	31
植栽造園	27	724	20	587	16	430	16	489	14	543	△ 2	54
剪定	2,035	39,855	2,039	41,640	2,103	41,297	2,149	43,162	2,161	42,471	12	△ 691
庭木の消毒	107	623	56	282	56	356	45	285	33	270	△ 12	△ 15
雪囲い作業	563	8,714	546	8,565	536	8,568	529	8,143	498	7,949	△ 31	△ 194
雪囲い取外し作業	328	2,525	264	1,880	247	2,019	294	2,291	261	2,304	△ 33	13
その他技能群	126	2,196	132	2,113	125	2,307	125	2,387	138	3,472	13	1,085
技術群 計	3,736	70,300	3,517	68,320	3,510	67,628	3,665	75,556	3,577	73,494	△ 88	△ 2,062
一般事務	4	2,161	7	2,939	7	2,752	6	2,821	7	2,843	1	22
毛筆宛名書	389	1,777	366	1,417	341	1,364	369	1,432	314	1,134	△ 55	△ 298
筆耕	66	1,332	83	1,514	85	1,448	84	1,586	79	1,369	△ 5	△ 217
賞状書	403	2,827	349	2,721	345	2,747	376	2,897	313	2,427	△ 63	△ 470
その他事務群	138	3,891	149	3,928	469	6,622	118	3,975	126	4,956	8	981
事務群 計	1,000	11,988	954	12,519	902	12,186	953	12,711	839	12,729	△ 114	18
建物管理	36	38,527	30	41,836	33	39,571	35	42,261	31	44,614	△ 4	2,353
建物一部管理	3	2,028	3	1,959	4	1,989	3	2,022	3	2,077	0	55
駐車場管理	28	15,360	24	12,978	23	12,595	23	10,098	20	11,014	△ 3	916
屋内外施設管理	6	1,573	4	3,891	6	5,704	10	6,854	10	7,980	0	1,126
スポーツ施設管理	5	7,515	8	7,603	5	8,075	5	8,235	4	8,310	△ 1	75
その他屋外作業	3	2,002	6	2,023	5	2,268	7	3,393	7	3,370	0	△ 23
管理群 計	81	67,005	75	70,290	76	70,202	83	72,863	75	77,365	△ 8	4,502
配達	2	192	7	35	5	17	3	10	10	1,166	7	1,156
その他折衝外交群	3	25	5	76	8	158	9	123	9	131	0	8
折衝外交群 計	5	217	12	111	13	175	12	133	19	1,297	7	1,164
屋外清掃作業	219	14,527	187	16,461	155	15,329	168	15,763	163	15,523	△ 5	△ 240
除草作業	1,342	21,614	1,450	20,819	1,458	20,577	1,367	19,704	1,307	18,664	△ 60	△ 1,040
機械刈除草	640	27,355	669	29,555	781	34,562	804	33,644	917	38,864	113	5,220
土木作業	25	788	34	962	37	1,750	26	1,017	27	862	1	△ 155
農作業	65	2,709	53	1,866	51	1,722	61	1,641	40	1,703	△ 21	62
荷造・運搬作業	37	731	46	621	44	403	26	695	34	436	8	△ 259
除雪作業	108	4,186	114	4,780	175	7,324	132	6,497	92	4,044	△ 40	△ 2,453
屋内清掃作業	163	11,559	153	11,541	184	13,348	155	13,808	164	13,592	9	△ 216
屋内軽作業	57	9,821	83	9,976	87	10,898	46	9,908	57	9,061	11	△ 847
その他屋内作業	12	6,889	9	7,074	13	7,142	11	6,317	11	6,401	0	84
その他一般作業群	154	4,771	143	2,142	169	3,720	164	3,220	102	3,397	△ 62	177
一般作業群 計	2,822	104,950	2,941	105,797	3,154	116,775	2,960	112,214	2,914	112,547	△ 46	333
軽度生活援助	1,298	26,874	1,296	27,460	1,368	28,665	1,389	30,080	0	0	△ 1,389	△ 30,080
軽度生活援助(除雪)	923	10,204	857	10,999	1,012	14,222	994	14,378	664	7,973	△ 330	△ 6,405
高齢者サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	774	6,292	774	6,292
その他サービス群	37	2,416	48	2,258	34	1,752	23	1,829	44	2,127	21	298
サービス群 計	2,258	39,494	2,201	40,717	2,414	44,639	2,406	46,287	1,482	16,392	△ 924	△ 29,895
その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	11	48	11	48
請負・委任の合計	9,912	296,322	9,706	301,108	10,081	314,034	10,097	322,229	8,921	296,331	△ 1,176	△ 25,899
派遣の合計	42	14,472	117	27,877	158	44,862	215	55,768	222	66,817	7	11,049
請負・委任・派遣の総合計	9,954	310,794	9,823	328,985	10,239	358,896	10,312	377,997	9,143	363,148	△ 1,169	△ 14,850